



保健福祉課より

新たな子育て支援制度が始まっています



●休日保育事業

保護者（ご両親）が休日も仕事のため、児童を保育できない時に休日保育事業を利用できます。

利用対象児童は、町内に住所を有し保育所利用資格の認定を受けている児童、または町内の保育施設に入所している児童で、事前に町に登録申請し決定を受けてから施設に申込みとなります。

平成29年4月から川原保育園において実施しています。

利用時間は午前8時から午後5時までとし、弁当は持参してください（間食は園で用意します）。利用料は無料です。

休日保育事業を利用する場合は事前に登録が必要です



●病後児保育事業

病気の子どもは保育所に預けることができないため、病気が治るまでは子どものそばで世話をしなければなりません。保護者が仕事の都合でどうしても休めない日もあります。

錦江町では、病気回復期にある子どもの一時的な保育や看護をする、「病後児保育事業」を導入することで、子育てしやすい環境をつくり、子どもたちの健全な育成と保護者の子育て支援を目的として取り組んでいます。

平成28年4月から大根占幼稚園で実施しています。

町内の保育所に入所している児童が対象になります。



●子育て短期入所生活援助事業

利用対象者は、町内に住所があり、児童の保護者が疾病その他身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、また、経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に短期入所を行うことができます。

平成29年度から、町が委託しております「かのや乳児院」（2歳未満）及び「大隅学舎」（2歳以上）において24時間体制で短期間（7日以内）預かります。

その他4つの 子育て支援事業

●一時預かり事業

保育所等を利用していない児童が、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、一時的に保育所等において児童を預かります。

●延長保育事業

保育所等で、保育認定を受けた児童を通常の利用時間以外の時間に預かります。

●障害児保育事業

心身障害を有する児童の生活や経験を充実させ、成長・発達を可能な限り高め、児童の福祉の増進を図る目的で、障害児保育事業があります。対象児童の障害の状況や発達に応じて、保育所等において保育を実施します。

●放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を、放課後等に預かります。町内に5つの放課後児童クラブがあります。

お問い合わせ先 本庁 保健福祉課 福祉チーム ☎ 22-3042 支所 住民生活課 民生チーム ☎ 25-2511